

小松島市ごみ処理施設整備基本計画  
概要版（案）

令和 7 年 3 月

徳島県小松島市



# 1. 計画策定の背景と処理方式の概要

## 1.1 背景

小松島市（以下、「本市」という。）では、現在、本市及び勝浦町のごみを小松島市環境衛生センターにおいて焼却処理している。

小松島市環境衛生センターは昭和 58 年（1983 年）3 月に供用を開始しており、平成 13 年（2001 年）に排ガス高度処理施設竣工を経て、現在に至っている。小松島市環境衛生センターは令和 6 年（2024 年）現在において稼働 41 年となっており、施設の老朽化などの観点から新たなごみ処理施設整備事業を速やかに推進すべき状況にある。

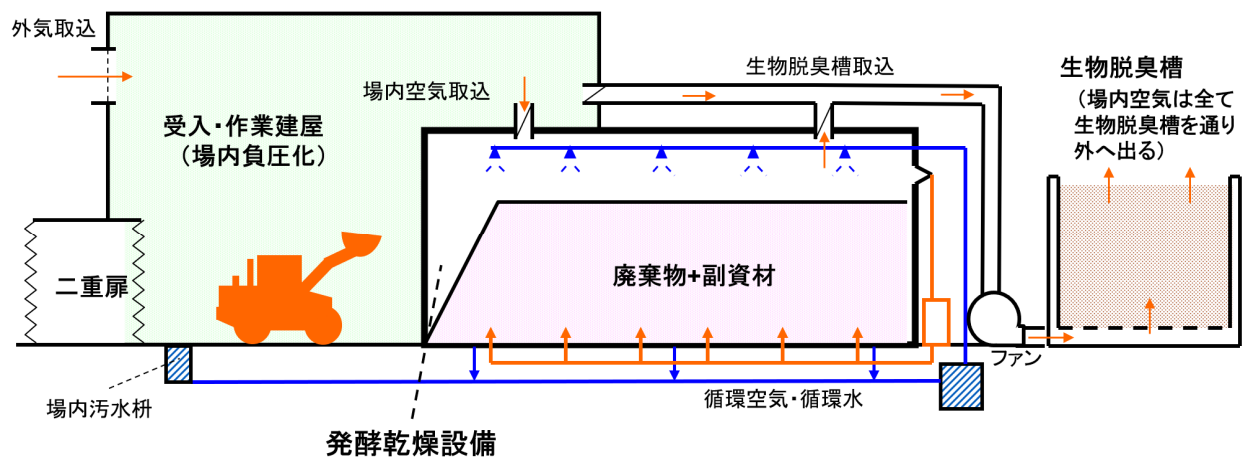
そのような状況に鑑み、本市では、ごみ処理施設整備に向けて、現状や将来の社会情勢を十分考慮し、最適な処理システムや事業方式、整備スケジュール等の基本的事項を定め、国、県及び本市の関連上位計画に基づいた「小松島市ごみ処理施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を令和 6 年 2 月に策定した。基本構想において、新ごみ処理施設の処理方式を循環型社会の形成に寄与し、二酸化炭素の排出を抑制できる好気性発酵乾燥方式に決定した。

また、勝浦町との広域処理に向けた協議の結果、引き続き勝浦町のごみを新ごみ処理施設にて処理することが決定した。

## 1.2 好気性発酵乾燥方式の概要

本施設の処理方式である好気性発酵乾燥方式の概要を以下に示す。

好気性発酵乾燥方式は、ごみに含まれる有機物を微生物の力で分解・安定化し、その際に発生する発酵熱と通気を利用した発酵乾燥により処理を行う方式である。処理されたごみは、リサイクル原料として、固形燃料等に利用される。悪臭については、密閉構造の中で発酵させることに加え、生物脱臭が行われる生物脱臭槽に送られるため、工場内を負圧化し、場外への悪臭拡散を防ぐことが可能である。また、場内の汚水は全て発酵に用いられるので、ごみの処理による排水は発生しない。



## 2. 施設整備基本方針

施設整備基本方針は、本施設の在り方を明確にするものである。以下に施設整備基本方針を示す。

方針1は「安全・安心なごみ処理施設」として、ごみを安全に処理でき、トラブルの少ない施設運営が可能な施設とするとともに市民に安心感を届けることを目指す。方針2は「周辺環境に配慮した施設」として、環境負荷の低減を目指す。方針3は「脱炭素社会へ貢献する施設」として、ごみ処理の工程で発生する二酸化炭素量を削減し、脱炭素社会へ貢献できる施設とする。方針4は「地域と共生する施設」として、市民が集い、交流できる施設とする。方針5は「経済性に優れた施設」として、建設段階から維持管理までのライフサイクルコストの低減を図った施設とする。

各基本方針に関して、「小松島市ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「基本計画」という）に記載されている内容を以下に示す。

### 方針1 安全・安心なごみ処理施設

【基本計画 P63】

施設整備にあたっては、災害時においても施設が安定的に稼働するよう配慮し、安全・安心なごみ処理施設とする。

### 方針2 周辺環境に配慮した施設

【基本計画 P29～33】

好気性発酵乾燥方式は焼却方式と異なり、排ガスが発生しないことから周辺環境への影響を小さくすることが可能である。また、少ない設備で処理が可能であり、騒音振動の低減も可能となっており、加えて脱臭装置を設置することで悪臭の発生も防止することが可能である。

### 方針3 脱炭素社会へ貢献する施設

【基本計画 P63】

太陽光発電設備の設置により、処理時の機器の動力によるCO<sub>2</sub>排出量を削減することができる。また、処理により生成された固形燃料等を石炭等の代わりに使用することでその分のCO<sub>2</sub>削減も可能である。

### 方針4 地域と共生する施設

【基本計画 P61, 62】

環境学習機能の充実やコミュニケーションスペースの確保を計画している。これにより、市民が集い、交流できる施設を目指す。また、地域の景観と調和を図り、市民に広く親しまれる施設とする。

### 方針5 経済性に優れた施設

【基本計画 P71】

好気性発酵乾燥方式は、従来の焼却方式よりも、施設の整備費および維持管理費は低減されると試算されている。今後は、さらなるコスト低減を図ることができるよう計画を進めていく。

### 3. 建設予定地の概要

建設予定地の概要を以下に示す。

項目	内容
所在地	小松島市芝生町西浦 地内
敷地面積	約 24,000 m <sup>2</sup>
土地利用状況	農地（一部に宅地、山林含む）
建設予定地 位置図	<p>The map shows the location of the construction site (highlighted in red) within Komakojima City. Key features include the Shirogawa River, the JR Kure Line, and various local roads. The site is situated in the Nishimura area, near the intersection of the JR Kure Line and the Shirogawa River. The map also shows the surrounding terrain with contour lines and various landmarks like the Hatahara Shrine and the Komakojima Station.</p>

## 4. 処理対象物及び施設規模の設定

### 4.1 処理対象量

#### 1) 新ごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）

計画目標年次（令和13年度）における新ごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）の処理対象量（生活系燃やせるごみ、廃プラスチック類、可燃性粗大ごみ、事業系燃やせるごみ）を以下に示す。

項目	単位	小松島市	勝浦町	合計
生活系燃やせるごみ	t/年	6,219	788	7,007
廃プラスチック類	t/年	656	29	685
可燃性粗大ごみ	t/年	184	18	202
事業系燃やせるごみ	t/年	2,587		2,587
合計	t/年	9,646	835	10,481

#### 2) マテリアルリサイクル推進施設

計画目標年次におけるマテリアルリサイクル推進施設の年間処理量を以下に示す。

項目	単位	小松島市	勝浦町	合計
燃やせないごみ	t/年	1,344	101	1,445
びん・ガラス類	t/年	327	45	372
金属・空き缶類	t/年	361	27	388
廃プラスチック類	t/年	656	29	685
粗大ごみ	t/年	368	36	404
可燃性粗大ごみ	t/年	184	18	202
不燃性粗大ごみ	t/年	184	18	202
合計	t/年	1,712	137	1,849

## 4.2 施設規模

### 1) 新ごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）

新ごみ処理施設の規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（（公社）全国都市清掃会議）」より、次の計算式で算定した。

【計算式】施設規模（t/日）

$$\begin{aligned} &= \text{計画年間日平均処理量 (28.64)} \div \text{実稼働率 (0.822)} \div \text{調整稼働率 (0.96)} \\ &\approx 36.29 \text{ t/日} \\ &\approx \underline{37 \text{ t/日}} \end{aligned}$$

今後、本市におけるごみ減量の推移や経済情勢の推移によっては、令和 13 年度に想定されるごみ量に変動が生じることも予測されるが、現段階では、新ごみ処理施設の規模を 37t/日 と設定する。

### 2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の規模の算出方法は、「ごみ処理施設構造指針解説（昭和 54 年 9 月 1 日 環整第 107 号）」に示される計算式により算出した。

施設稼働日 1 日あたりの稼働時間は、昼間 5 時間と設定する。

【計算式】

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数}$$

- ・実稼働率：0.663 = 242 日（年間実稼働日数） $\div$  365 日
- ・年間実稼働日数：242 日 = 365 日 - 123 日（年間停止日数）
- ・年間停止日数：123 日 = 土日休み（年 52 週  $\times$  2 日）+ 祝祭日（元日を除く年 15 日）  
+ 年末年始（年 4 日）
- ・計画月最大変動係数：1.15

上記算定方法に従い、算定した施設規模を以下に示す。

項目	②計画年間日平均処理量（t/日）	③施設規模（t/日） （③=② $\div$ 0.663 $\times$ 1.15）
燃やせないごみ	3.95	6.85
びん・ガラス類	1.02	1.77
金属・空き缶類	1.06	1.84
廃プラスチック類	1.87	3.24
粗大ごみ	1.10	1.90
可燃性粗大ごみ	0.55	0.95
不燃性粗大ごみ	0.55	0.95
合計	5.05	( $\approx$ 9) 8.75

今後、本市におけるごみ減量の推移や経済情勢の推移によっては、令和 13 年度に想定されるごみ量に変動が生じることも予測されるが、現段階では、マテリアルリサイクル推進施設の規模を 9t/日 と設定する。

## 5. 環境保全目標の設定

### 5.1 環境保全目標

#### 1) 大気（排ガス）

本市が整備する新ごみ処理施設は、ごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）のため、構成市町から排出される一般廃棄物を焼却処理することなく、好気性発酵乾燥処理し、固形燃料にすることから大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）には該当せず、また、ダイオキシン類を発生・排出しない施設であることから、排ガスの排出基準は設定しないこととする。

#### 2) 水質

新ごみ処理施設で発生するプラント排水は、施設内で再利用し系外に排水しないため、水質汚濁防止法で定める排水基準は適用されない。洗車排水についても、再利用を原則とする。

生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理し調整池に接続した後、公共用水域に放流することを予定していることから、浄化槽法で定める以下の排水基準を遵守することとする。

浄化槽	BOD除去率	放流水のBOD
合併処理浄化槽	90%以上	20mg/L以下

出典:環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）

#### 3) 悪臭

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規制地域において、市の区域内の地域については、市長が住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認める地域については、事業活動に伴い発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定する。本市では、指定箇所はあるものの、建設予定地は規制地域外になる。ただし、「悪臭防止法の規定による規制基準を定める件」（昭和53年3月28日徳島県告示第249号）に準ずる敷地境界線における環境保全目標値を以下のとおり定める。

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1.5	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.003	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.05	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.03	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典:悪臭防止法の規定による規制基準を定める件（昭和53年3月28日徳島県告示第249号）

#### 4) 騒音

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条の地域の指定において、市の区域内の地域については、市長が住民の生活環境を保全するために騒音を防止する必要があると認める地域については、

規制する地域を指定する。本市では、指定箇所はあるものの、建設予定地は規制地域外になる。ただし、徳島県生活環境保全条例では、徳島県環境基本条例（平成 11 年徳島県条例第 11 号）に基づき、公害防止を目的とした騒音規制基準を設定している。したがって、本事業では、徳島県環境基本条例に則った敷地境界線における環境保全目標値を以下のとおり定める。

昼間	朝・夕	夜間
午前7時から午後7時	午前5時から午前7時 午後7時から午後10時	午後10時から翌日の午前5時
65デシベル	60デシベル	55デシベル

出典：徳島県生活環境保全条例（平成17年3月30日徳島県条例第24号）

## 5) 振動

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条の地域の指定において、市の区域内の地域については、市長が住民の生活環境を保全するために振動を防止する必要があると認める地域については、規制する地域を指定する。本市では、指定箇所はあるものの、建設予定地は規制地域外になる。ただし、「特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件」（平成 24 年 3 月 30 日徳島県告示第 224 号）に準ずる敷地境界線における環境保全目標値を以下のとおり定める。

時間の区分	
昼間	夜間
午前7時から午後7時	午後7時から翌日の午前7時
65デシベル	60デシベル

出典:特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件  
（平成24年3月30日徳島県告示第224号）

## 5.2 環境保全対策

公害関連法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造、設備とし、環境保全対策に努める。

### 1) 排水対策

プラント排水及び洗車排水は、新ごみ処理施設内で再利用し、系外への排出は行わないものとする。

洗車排水は、原則として再利用する。

生活雑排水は、合併処理浄化槽で処理後、河川に放流する。

事業実施による公共用水域への影響がないことを確認するため、水質を調査するなど管理を徹底する。

### 2) 悪臭対策

悪臭の発生源として、プラットホームへの搬入等が考えられるため、次に示す対策等を講ずる。

- (1) プラットホームの出入口（搬入出車両部）に二重扉等を設置する。
- (2) 施設内を負圧に保ち、施設内部の臭気が外部に漏れないように対策を講じる。

### 3) 騒音対策

騒音の発生源として、各種作業音や破砕機等の稼働音が考えられるため、次に示す対策等を講ずる。

- (1) 場内の車両の走行は、徐行とする。
- (2) 騒音が発生する機器設備は、低騒音型の機種を選定する。
- (3) 騒音が発生する機器設備は、必要に応じて室内に収納し、騒音が外部に漏れないようにする。
- (4) 騒音が発生する機器設備は、必要に応じて消音器を取り付ける。
- (5) 可能な限り敷地境界線までの距離をとり、距離による騒音の減衰を図る。

### 4) 振動対策

振動の発生源は、騒音の発生源とほぼ同様の各種作業音や機器設備の稼働音が考えられるため、次に示す対策等を講ずる。

- (1) 場内の車両の走行は、徐行とする。
- (2) 振動が発生する機器設備は、低振動型の機種を選定する。
- (3) 振動が発生する機器設備は、必要に応じて振動の伝播を防止するための装置を取り付ける。

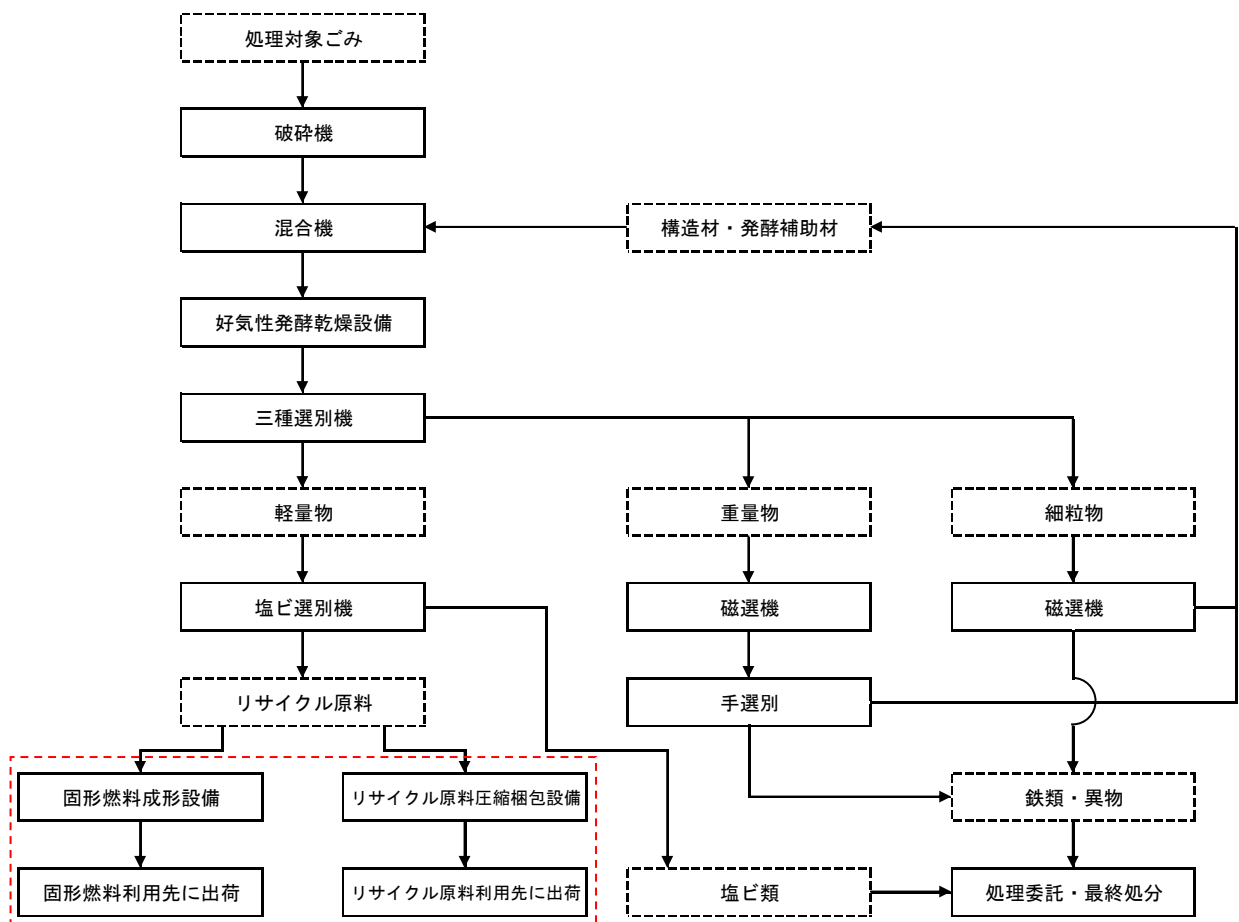
## 6. プラント設備計画

### 1) 新ごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）

新ごみ処理施設で導入する好気性発酵乾燥方式の処理フロー（例）を以下に示す。

好気性発酵乾燥方式の設備構成は、受入・供給設備（計量機・プラットホーム・破砕機・混合機）、脱水・乾燥設備（好気性発酵処理設備）、選別・分級設備（選別機）、搬出設備（固形燃料成形設備、リサイクル原料圧縮梱包設備等）、換気・除塵・脱臭設備（集塵機等）と付帯設備（電装・受電設備・排水設備等）により構成される。

好気性発酵乾燥方式は、堆肥化方式と同様に衛生化工程・安定化工程・冷却工程があり、衛生化工程・安定化工程では、好気性環境下で微生物の発酵作用を利用し、水分を蒸発し、廃棄物を乾燥させ、その後、処理不適合物等を選別し、リサイクル原料を生成する方式である。好気性発酵乾燥後の選別では、重量物、軽量物、細粒物に分け、軽量物や細粒物のうち、処理不適合物は別途処理委託または最終処分し、構造材や発酵補助材に循環利用できるものは施設内で循環利用する。生成されたリサイクル原料は、固形燃料成形設備において固形燃料に成形され、固形燃料利用先に有価物として出荷される場合と、リサイクル原料圧縮梱包設備において、圧縮・梱包され、リサイクル原料利用先に出荷される場合がある。本計画においては、今後の需要先の状況に応じて出荷先を決定することとし、検討を進める。



## 2) マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の処理フローには様々なケースが考えられ、経済性や作業効率、ごみの収集体制等に応じて最適な処理フローを計画する必要がある。

本市においては、併せて整備するごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）の特性を考慮するとともに、合理的な処理を行うために、収集体制の変更も視野に入れた処理フローの検討を行うこととする。本市のマテリアルリサイクル推進施設として、考えられるシステムフローを5ケース挙げ、以下に各ケースの概要を示す。

ケース	概要
ケース1	収集体制を変えずに、できるだけ機械化を行うシステム
ケース2	収集体制を変えずに、できるだけ機械化を行うシステムであるが、廃プラスチック類は手選別コンベアによる選別を行うシステム
ケース3	収集体制を変えずに、金属・空き缶、びん・ガラス類、廃プラスチック類は、現状と同様ヤードで選別作業を行い、粗大ごみの破碎・選別を機械化するシステム
ケース4	収集体制は、硬質プラスチック類、金属類、陶磁器類を対象とする不燃ごみ区分を新しく設け、資源ごみは、空き缶類とびん・ガラス類のみとした上で、できるだけ機械化を行うシステム
ケース5	収集体制は、硬質プラスチック類、金属類、陶磁器類を対象とする不燃ごみ区分を新しく設け、資源ごみは、空き缶類とびん・ガラス類のみとした上で、資源ごみ（空き缶類、びん・ガラス類）は現状と同様ヤードでの選別作業を行い、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別を機械化するシステム

### (1) 各ケースの比較

各ケースの比較表を以下に示す。

機械化を行うケース1及びケース4が最も省力化が図れ、施設での現場作業負担が軽減されるシステムであるが、機械設備を多く導入するため施設整備費は高くなる傾向にある。

ケース2については、ケース1の一部機械設備を手選別とすることで低コスト化したもので、施設整備費はやや低くなるが、現場作業負担はケース1より増大する。

ケース3とケース5は、粗大ごみのみ機械破碎・選別を行い、それ以外は現状と同様で機械設備は最小限にとどまるため、施設整備費は低くなるが、現場作業負担はあまり軽減されない。

また、ケース4とケース5は、機械化を行うにあたって、搬入時のごみ区分を合理的にするため、収集体制を変更するものであるが、一般廃棄物処理基本計画における考え方、位置付け等と整合を図る必要がある。

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
収集体制の変更	なし	なし	なし	あり	あり
システムの複雑さ	×	△	◎	○	◎
選別精度 (選別の容易さ)	×	×	△	◎	◎
施設整備費	×	△	◎	△	○
運営維持管理費	×	△	◎	△	○
人件費 (作業員の少なさ)	◎	○	×	◎	△

(2) 処理フローの検討結果

本計画においては、機械化を図りつつ合理的なシステムとするためには、収集体制の変更が効果的であることから、ケース4とケース5を基本として引き続き検討を行う。

## 7. その他施設整備に関する検討

施設整備基本方針にも示しているように、本施設は「地域と共生する施設」を目指している。地域との共生を目指す上で、本施設を地域のシンボルとして整備するために下記に示す環境学習、コミュニケーションスペース等の機能を参考に引き続き検討を行う。なお、これらは処理施設の敷地内での配置が難しいものもあるため、既設跡地の活用も含め検討を行う。

### 1) 環境学習機能

廃棄物処理施設に付帯する環境学習施設には、住民に対して、ごみの排出抑制、リユース、リサイクルについての意識向上と、具体的取組を促進することを目的とし、環境学習及び環境啓発の役割が求められる。環境学習機能の付加により、ごみ減量やリサイクル推進への直接的な寄与が期待されるほか、啓発活動の拠点としての間接的な寄与や住民満足度の向上等が期待される。

### 2) コミュニケーションスペース

住民が本施設に集まり憩いを感じてもらえるような機能について検討する。広場を設け遊具を設置することや休憩所を設置し、親子が集うような施設や、グラウンドゴルフ場を設置している事例がある。

### 3) 太陽光発電設備の設置

好気性発酵乾燥方式は、CO<sub>2</sub>の削減効果を有する処理方式であるが、処理時の機器の動力によるCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、太陽光発電設備の設置を行う。

### 4) 災害時における施設の活用

本施設の防災拠点としての役割として、災害廃棄物の一時的な仮置場及び市民生活の支援を想定する。また、施設本体の強靱化についても検討していく。

好気性発酵乾燥方式では、瓦礫等の焼却処理ができないため、基本的に避難所ごみのみ処理可能である。瓦礫等の避難所ごみ以外の災害廃棄物については、一時的な仮置場として利用する。

#### ■災害時における本施設の役割

- ・ 避難所ごみの処理
- ・ 災害廃棄物（避難所ごみ以外）の一時的な仮置場
- ・ 研修室及び会議室を開放し、自然災害発生時の帰宅困難者や水害時の垂直避難など一時的な避難者の受入
- ・ 災害支援物資（飲料水、食料、毛布など）の備蓄、提供
- ・ 風呂、シャワー等の提供

### 5) ZEB (Net Zero Energy Building) の導入

建物の躯体や設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等によって、建物全体の一次エネルギー（石炭・石油・天然ガスなどを利用したエネルギー）消費量が正味（ネット）でゼロ又はおおむねゼロとなる建築物をZEBという。本施設においてはZEBの導入について検討し、できる限り脱炭素社会へ貢献できる施設とする。

## 8. 施設配置・動線計画

### 1) 配置計画

施設内の工場棟及びトラックスケール等の配置については、日常の車両や作業員の動線を考慮し、合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや機器の搬入手段にも配慮したものとする。

建屋は、周辺的环境との調和を図り、施設の機能性、経済性及び合理性を追求し、かつ将来への展望を十分に配慮して、廃棄物処理施設のイメージアップを図った建物とする。

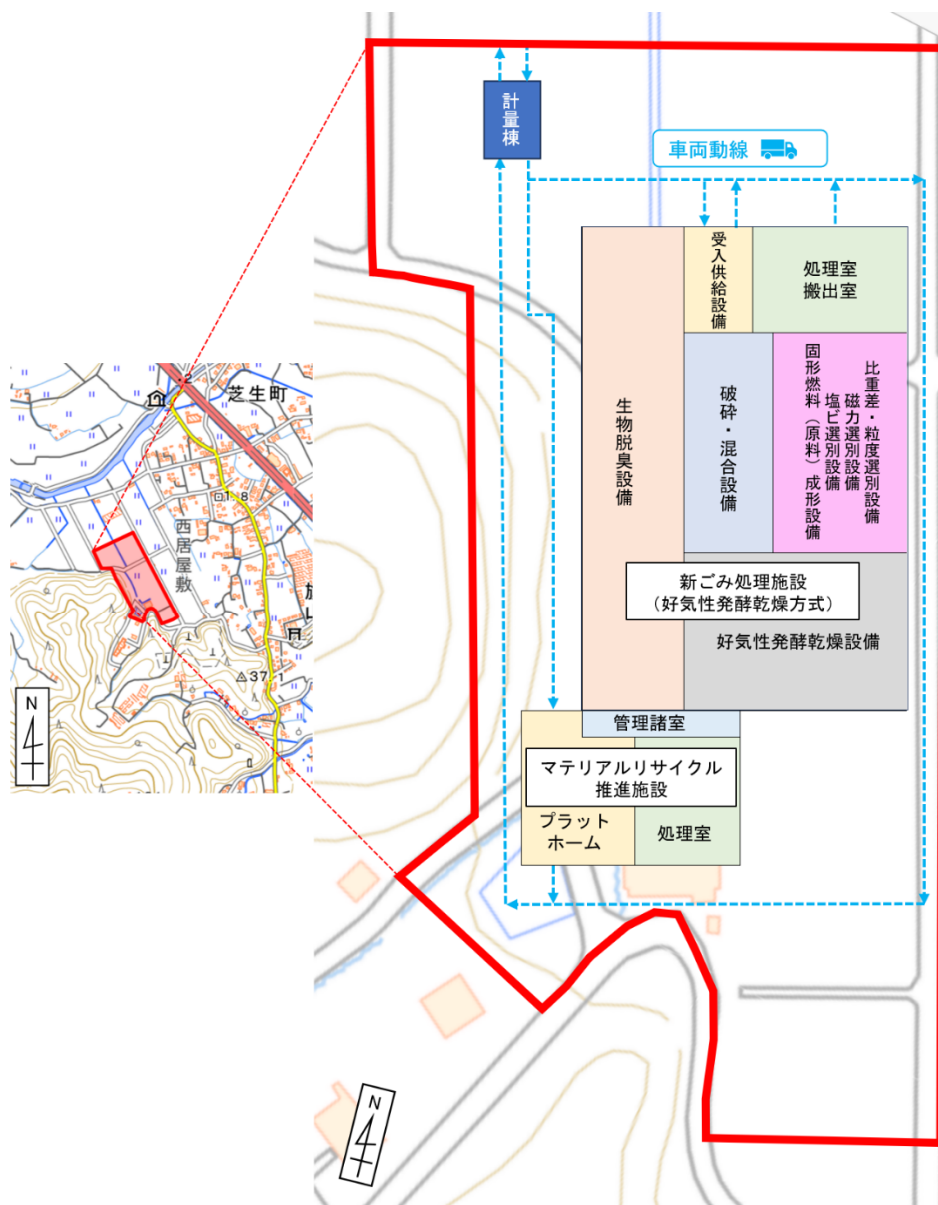
### 2) 車両動線計画

構内道路は、搬出入車両が円滑な流れとなるような車両動線とする。

また、一般車両動線と搬出入車両動線を分離し、分離が不可能な場合は、事故等を防ぎ、通行に配慮したものとする。

### 3) 施設配置・動線計画（案）

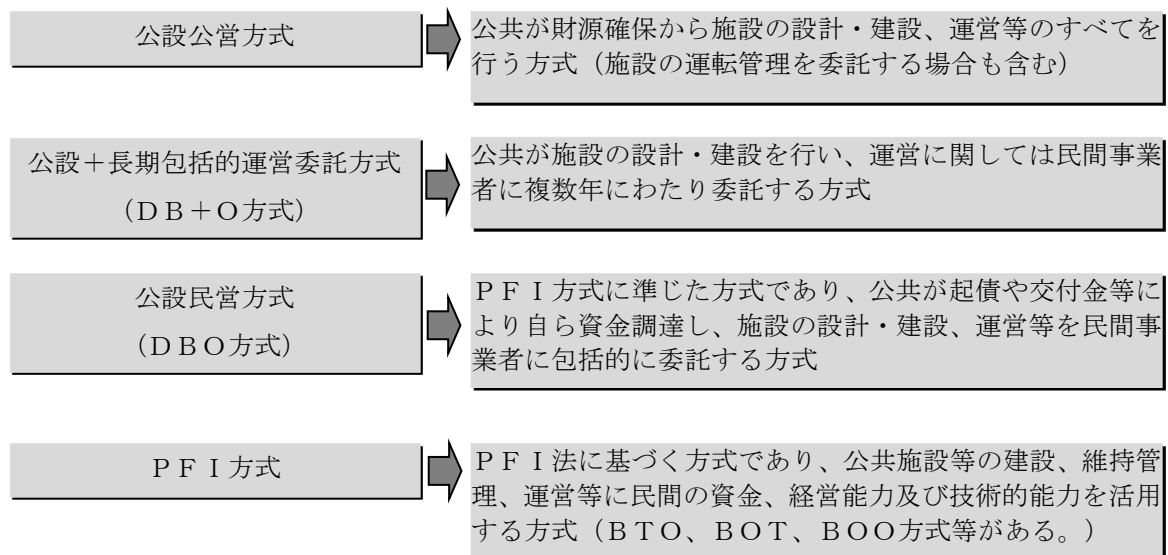
新ごみ処理施設の全体施設配置計画及び施設内の動線計画（案）を以下に示す。



## 9. 事業方式

一般廃棄物処理事業において採用されている事業手法は、事業主体や役割分担の違いより、「公設公営方式」、「公設+長期包括委託（DB+O）方式」、「DBO方式」及び「PFI方式」に分類できる。公設公営方式に比べ、公設+長期包括委託方式、DBO方式、PFI方式の順で民間事業者の関与する度合いが増加する。事業手法の概要と事業手法の役割分担を以下に示す。

これら事業方式については、PFI等事業導入可能性調査においてVFMを考慮し決定するものとする。



区 分		施設の所有		資金 調達	設計 施工	運営	施設 撤去
		建設時	運営時				
公設公営方式		公共	公共	公共	公共※	公共	公共
公設+長期包括的運営委託方式 (DB+O方式)		公共	公共	公共	公共※	民間	公共
公設民営方式 (DBO方式)		公共	公共	公共	公共※/民間	民間	公共
PFI事業 方 式	BTO方式 (施設所有権は公共)	民間	公共	民間	民間	民間	公共
	BOT方式 (施設所有権は民間)	民間	民間	民間	民間	民間	公共
	BOO方式 (施設所有権は民間)	民間	民間	民間	民間	民間	民間

※ごみ処理施設は、公共発注の場合でも性能発注による設計施工一括発注となる。

## 10. 財政計画

事業者からのアンケート結果等を基に算出した DBO 方式における本事業の概算事業費を以下に示す。なお、この費用は現時点での概算であり、今後詳細な検討を重ねることで変更となる場合が見込まれる。

### 1) 新ごみ処理施設（好気性発酵乾燥方式）

(税込み)

ケース	建設工事費	運営維持管理費 (20年間)	総事業費
固形燃料の成形まで行う場合	約73億円	約81億円	約154億円
固形燃料の成形まで行わない場合	約67億円	約73億円	約140億円

※ 運営維持管理費には固形燃料の売却収益は含まれていない。

### 2) マテリアルリサイクル推進施設

機械化を図りつつ合理的なシステムとするためには、収集体制の変更が効果的であることから、検討ケースをケース4とケース5に絞り込み、プラントメーカーに対してアンケートを実施した。

(税込み)

ケース	建設工事費	運営維持管理費 (20年間)	総事業費
ケース4	約33億円	約40億円	約73億円
ケース5	約29億円	約43億円	約72億円

※ 運営維持管理費には資源物の売却収益は含まれていない。

### 3) 敷地造成

敷地造成工事に係る費用は、約8億円（税込み）を見込んでいる。

## 1 1. 事業スケジュール

新ごみ処理施設の稼働開始までの事業スケジュール（案）を以下に示す。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
施設整備基本計画	■							
生活環境影響調査		■						
測量・地質調査		■						
施設基本設計		■						
PFI導入可能性調査		■						
都市計画決定手続き			■					
用地購入				■				
事業者選定			■					
敷地造成設計			■					
周辺道路測量・調査及び設計、施工		■	■	■	■	■	■	
敷地造成工事				■	■			
施設建設工事					■	■	■	
施設運営								→